

## さぬき市介護サービス等従事者応援給付金支給事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中で、感染防止対策を講じながら介護サービス及び障害福祉サービスの維持継続に努めてきたこれらのサービスの従事者を慰労し、応援するため、特別に給付金を支給する介護サービス等従事者応援給付金支給事業(以下「給付金事業」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「介護サービス事業所・施設等」とは、次の各号に掲げる事業所又は施設のいずれかに該当するものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス事業（居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を行う事業を除く。）を行う事業所又は施設
- (2) 介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業を行う事業所又は施設
- (3) 介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う事業所又は施設
- (4) 介護保険法第8条第25項に規定する介護保険施設
- (5) 介護保険法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業（介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を行う事業を除く。）を行う事業所又は施設
- (6) 介護保険法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所又は施設
- (7) 介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（本市が設置するものを除く。）
- (8) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム又は同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム（次号に該当するものを除く。）
- (9) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅で、同項の規定により都道府県の登録を受けたもの

2 この要綱において「障害福祉サービス事業所・施設等」とは、次の各号に掲げる事業所又は施設のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定す

る障害福祉サービス事業を行う事業所又は施設

(2) 障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設

(3) 障害者総合支援法第5条第18項に規定する相談支援を行う事業所

(4) 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業を行う事業所又は施設

(5) 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業を行う事業所

(6) 児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設

(支給対象者)

第3条 介護サービス等従事者応援給付金(給付金事業により市から贈与する給付金をいう。以下「応援給付金」という。)の支給を受けることができる者(以下「支給対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和3年10月1日において本市の住民基本台帳に記録されていること。

(2) 令和3年10月1日において介護サービス事業所・施設等又は障害福祉サービス事業所・施設等(これらに類する事業所又は施設として市長が特に認めるものを含む。次号において同じ。)の職員としてこれらの事業所又は施設の業務に従事していること。

(3) 令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間に30日以上介護サービス事業所・施設等又は障害者福祉サービス事業所・施設等の職員としてこれらの事業所又は施設の業務に従事した実績があること。

(支給額)

第4条 応援給付金の支給額は、支給対象者1人につき1万5,000円とする。

(支給の申請及び支給の方式)

第5条 応援給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和3年11月30日までに介護サービス等従事者応援給付金申請書(請求書)

(別記様式。以下「申請書」という。)に本人確認書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 応援給付金の支給は、市が申請者から指定された金融機関の口座(申請者名義のものに限る。)に振り込む方法により行うものとする。

(支給の決定及び支給)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請の内容を審査し、相当と認めるときは、応援給付金の支給を決定し、当該申請者に対し応援給付金を支給する。

(応援給付金の支給等に関する周知)

第7条 市長は、給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付期日等の事業の概要について、広報その他の方法による市民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第8条 市長が前条の規定による周知等を行ったにもかかわらず支給対象者から第5条第1項に規定する期限までに同項の規定による申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が応援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長は、第6条の規定による支給決定を行った後、申請書又はその添付書類の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、当該不備の補正が行われないことその他申請者の責に帰すべき事由により、令和4年2月28日までに応援給付金の支給ができなかったときは、当該支給申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第9条 市長は、応援給付金の支給を受けた者が支給対象者の要件に該当しないこと又は偽りその他不正の手段により応援給付金の支給を受けたことが明らかになったときは、当該応援給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った応援給付金の返還を求めるものとする。

(権利の譲渡又は担保の禁止)

第10条 応援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、給付金事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年9月24日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに応援給付金の支給を行った者に係る第9条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。